

茨城県最低賃金

令和5年10月1日から

使用者も労働者も
必ず確認！最低賃金

時間額 **953円**



最低賃金制度のマスコット
チェックマン

* 年齢やパート・学生・アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず
すべての労働者に適用されます。

中小企業事業者の皆さんへ

賃金の引上げを支援します。

業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行って、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などの費用の一部を助成する制度です。

業務改善助成金

検索



専門家による無料相談 を実施しています

賃金引上げにお悩みの方は、働き方改革推進支援センターにご相談ください。

茨城働き方改革推進支援センター

検索



働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

働き方改革推進支援資金

検索



厚生労働省

茨城労働局 各労働基準監督署